

プレジデント宝塚 大規模修繕工事



見積り参加施工会社公募についてのお知らせ

プレジデント宝塚管理組合
株式会社A-1設計

この度、当マンションにおける標記の工事について、下記の要領で見積り参加を希望する施工会社の公募を行います。建物の維持管理上、長く快適に住む為には欠かせない工事と考えておりますので、ご理解賜り、実力・誠意・実績のある施工会社の応募をお待ちしております。

尚、〆切後に当マンション理事会・修繕委員会にて提出書類を元に審査を行い、見積り依頼する施工会社を選定します。応募いただいた全ての会社が見積り参加できるわけではありませんので、予めご了承ください。

記

発注者	プレジデント宝塚管理組合
設計監理	株式会社A-1設計
所在地	〒665-0034 兵庫県宝塚市小林2-12-25
建築概要	竣工年月日 : 1975年 構造・規模 : 【1階】鉄骨鉄筋コンクリート造 【他階】鉄骨ALC造 6階建 敷地面積 : 1,685.43㎡ 建築面積 : 1,083.31㎡ 延べ床面積 : 5,600.73㎡ 総戸数 : 69戸(うち店舗等16戸)
工事概要	仮設工事、躯体補修工事、塗装工事、防水工事、シーリング工事、美装工事、その他工事
予定工期	2027年7月上旬 ~ 2027年12月中旬

応募資格	<ol style="list-style-type: none"> 1) 近畿圏内に事業所が有り、特定建設業の許可を受けている法人であること。 2) 独立した修繕専門業者又は総合建設業者とし、商社系・管理会社系(現委託先は除く)でないこと。 3) 資本金が8,000万円以上であること。 4) 直近(過去3か年)の財務諸表を提出でき、赤字決算でないこと。 5) 経営事項審査のP点(総合評点)が800点以上、Y点(経営評点)が800点以上であること。 6) 過去3年間の大規模修繕工事実績が次の条件を満たしていること。(元請、近畿地方の工事) <ul style="list-style-type: none"> ・50件以上あること。(うち、100戸以上の実績が5件以上あること。) 7) 現場代理人は、直接雇用の建築施工管理技士及び主任技術者が現場専任常駐できること。 8) 瑕疵保険に加入できること。 9) 今回工事の工事完成保証・履行を担保する保険または、同業会社を確保できること。 10) 反社会的勢力と認められる者でないこと。また、反社会的勢力との関わりが無いこと。 11) 以下の事項について該当しないことを申告できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去に工事中に居住者等に対し住環境を著しく脅かす事件・事故を発生させていないこと。 ・過去に民事再生法の適用、法令違反で指名停止や行政処分を受けていないこと。 ・過去3年以内に労働基準関係法令違反による業務停止命令を受けていないこと。
------	---

応募締切	2026年4月30日(木) 17:00 (必着)
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 会社概要書 又は 会社案内(建設業許可書を含む) ② 分譲マンション大規模修繕工事実績表(直近3年間分、所在地、規模、戸数) ※実績表と会社調査表の件数との整合が明らかとなるよう、実績表には必ずマーキングを施すこと。 ③ 経営事項審査結果通知書コピー(直近3年間分) ④ 決算報告書(直近3年間分) ⑤ 現場代理人予定者の経歴書、資格証 ⑥ 担当者、連絡先、他応募資格を証明する書類 ⑦ 会社調査票(雛形のデータは、info@a-1sekkei.co.jp までご請求ください。) ※上記①～⑥のPDFデータと⑦のEXCELデータを書き込んだCD-Rを同封してください。 ※尚提出していただいた書類等は返却致しませんので、予めご了承ください。
提出先	2部作成し、下記に郵便局レターパックライトで郵送すること。 〒541-0046 大阪市中央区平野町2丁目1番14号NMR北浜8階 株式会社A-1設計 プレジデント宝塚 大規模修繕工事 担当 上野・福田(修) 宛

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類を元に見積り参加施工会社の選定を行います。応募いただいた全ての会社が見積り参加できる訳ではありませんので予めご了承ください。 ・ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、その時点で失格といたします。 ・ 見積り参加施工会社選定期間中において、工事に関する質疑は一切対応いたしません。 ・ 公募状況、選定理由、選考方法、選定結果は公表いたしませんので予めご了承ください。また、選定後の異議申し立ては一切認めません。 ・ 見積り参加施工会社選定期間中において、組合関係者・区分所有者・居住者への個別営業活動は厳禁です。個別営業活動が判明した場合は、その時点で失格といたします。
------	--